

2011 4-1
Vol.289

発行所 習志野商工会議所
発行人 鈴木喜代秋
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
TEL: 047 (452) 6700
FAX: 047 (452) 6744

URL...<http://www.narashino-cci.or.jp>
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

目次

- 1面 震災関連緊急特別相談窓口を設置、義援金のお願い、電力使用の抑制について、通常議員総会
- 2面 平成23年度事業計画
- 3面 被災中小企業者支援施策一覧
- 4面 被災中小企業者支援施策一覧(続き)、習志野きらっと2011、義援活動情報、習志野市緊急地域経済対策事業

当所ホームページで「中小企業支援策」虎の巻」配信中

震災関連

緊急特別相談窓口を設置

3月11日(金)に発生した東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられた方々とご遺族に深く哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈りするとともに、被災された地域の方々と商工業者の皆様に対しまして、深くお見舞い申し上げます。このたびの地震災害の影響により甚大な被害が発生しており、今後、被災中小企業者等を中心に経営環境が一層厳しくなることが危惧されます。習志野商工会議所では、地震翌日に「緊急相談窓口」を設置し、一般の災害情報の収集に努めるとともに、会員事業所の皆様への支援・対応に万全の体制で応じていますので、まずは当所にご相談ください。(支援策の詳細を3・4面に掲載)

市内にも被害多数

この地震による被害は、習志野市にでも埋立て地域を中心に液化化現象による被害など数多く報告されています。市内事業所の皆様からも、社屋等の破損や計画停電による機械の操業停止、ガソリンの供給不足及び取引先流通ラインの不通など、経営に直接影響を及ぼす被害の報告が寄せられています。

当所では会員の皆様の一刻も早い復旧を支援するため、「被災中小企業者支援施策ガイドブック」を作成するとともに全会員事業所にお届けし、資金繰り対策をはじめ、各種支援制度などを幅広く活用していただきます。

東北地方太平洋沖地震緊急特別相談窓口
習志野商工会議所
中小企業支援室
TEL: 047 (452) 6700
Eメール: key21@narashino-cci.or.jp



袖ヶ浦地区液状化状況

商工習志野4月号(本誌)は、東北地方太平洋沖地震の影響により紙面構成を変更し、発行日を早めて発行しています。

第48回通常議員総会(3月22日開催) 会員企業の経営を支え、 小規模企業を守る

平成23年度事業計画・予算等を可決承認し、3月22日(火)、52名(うち委任状出席20名)の出席により、商工会議所会館において第48回通常議員総会が開催されました。当所が重点的に取り組む事業内容を盛り込んだ平成23年度の事業計画と収支予算など8議案が可決承認されました。

【関連記事を2面に掲載】

東北地方太平洋沖地震 義援金のお願い

このたびの震災をうけ、全国で被災地に向けて送る義援金の募金活動が行われていますが、商工会議所の各連合会においても青年部・女性会が中心となり募金活動が行われています。習志野商工会議所では、会館窓口に募金箱を設置しているほか、下記の方法で受付を行っています。皆様のご協力をお願い申し上げます。

【受付方法】

- (1) 習志野商工会議所会館窓口持参
- (2) 送金
 - ①郵便振替(郵便局)
口座記号番号: 0150-2-584112
口座加入者名: 習志野商工会議所
※通信欄にお名前、ご住所、お電話番号、「義援金」とご記入ください。
 - ②銀行振込
千葉銀行津田沼支店(普) 1191299
口座名義: 習志野商工会議所 会頭 鈴木喜代秋
(ナラシノショウコウカイギョ カイトウ スズキキョアキ)

【税制上の取り扱い】

個人の場合: 所得控除対象外
法人の場合: 一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入(法人税法第37条第1項、法人税法施行令第73条第1項)

「義援金寄付先」として、下記も窓口をご紹介します。詳しくはホームページをご覧ください。

日本赤十字社 <http://www.jrc.or.jp/contribute/>
中央共同募金会 <http://www.akaihane.or.jp/>

注意 商工会議所関係者と称して、義援金を振り込んでほしいとの勧誘の電話、メール等の方法で行われることが懸念されます。習志野商工会議所では、そのようなご案内は一切行っていませんのでご注意ください。



電力使用の抑制について

習志野商工会議所からのお願い

今般の地震により、東京電力・東北電力管内の電力設備が被害を受け、今後、相当量の電力が不足することが予想されます。つきましては、不測の大規模停電を回避するためにも、以下の事項について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

計画停電に対する冷静かつ的確な対応

東京電力(株)からの「需給逼迫による計画停電の実施と一層の節電のお願いについて」に基づき冷静かつ的確な対応をお願いします。(詳細は下記ホームページから)

節電への対応

空調(設定温度の変更等)、照明(間引き等)、エレベーター(間引き運転等)、OA機器(こまめな電源オフ等)など各事務所・店舗・工場等における可能な節電対策をお願いします。

東京電力ホームページ <http://www.tepco.co.jp/>

この会報は、当所ホームページでもご覧いただけます。

URL...<http://www.narashino-cci.or.jp>
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

習志野商工会議所

平成23年度事業計画 (概要)

地域総合経済団体の基盤を次世代へ継承

会員を守る 潜在力を顕在化 会議所を強化



▲鈴木喜代秋 会頭

基本方針

習志野商工会議所の設立から四半世紀を迎える今、地域総合経済団体としての基盤を次世代へ継承するために、改めて行動ビジョンを明確にしたうえで、組織を挙げてその達成に取り組んでいくことが求められています。

このような期待に対して、「会員企業の経営を支え、小規模企業を守る」の第10期方針のもと、優先すべきテーマとして、①経営支援体制を強化して「会員企業を守る」②会員と地域が有する「潜在力を顕在化する」③会員と地域の発展を下支えする「会議所を強化する」の3項目を掲げ、それぞれを事業体系の柱として事業の執行にあたります。

主要事業

会員企業を守る

- (1) 会員を守る
「金融斡旋」
- (2) 会員を守る
「専門家派遣」
- (3) 会員を守る
「施策普及」
- (4) 会員を守る
「集団指導」
- (5) 会員を守る
「販促支援」

- (1) 状況や段階に応じ緊急の需要に資する金融支援
 - ①必勝の資金調達支援 ②セーフティネットの保証の活用 ③多様な資金調達機会・公的融資制度の促進
 - ④金融円滑化法の活用 ⑤景気回復支援施策の促進 ⑥会議所スピードローンの促進
 - ⑦夜間・出前相談会、1日公庫等、相談機会の多様化
- (2) 専門的見地からの課題解決支援
 - ①専門家出張コンサルティング ②企業OB人材派遣 ③大学との連携による技術相談 ④地域連携拠点事業との連携
- (3) 各種施策の提供による支援
 - ①訪問による経営課題把握 ②支援施策の対象ごと紹介(中小企業支援虎の巻) ③公的制度活用促進
 - ④多様な広報手段による支援施策の提供 ⑤メール・FAXによる随時相談受付
- (4) 研修型の集団指導による支援
 - ①景気回復対策 ②経営基盤強化 ③経営革新・経営力向上支援 ④事業承継・技術継承 ⑤起業家輩出
 - ⑥財務体質強化 ⑦地域資源活用/問題解決に資する企画
- (5) 販売の促進支援
 - ①買い得情報発信支援/イ) 会員優待クーポン券事業の実施 ロ) グルメサイトの利用促進
 - ②ビジネスマッチング/イ) ビジネス交流会・商談会 ロ) ホームページで企業情報を発信
 - ③販促・経費削減支援/イ) 会報広告 ロ) ホームページで事業所紹介 ハ) 広告板の提供

潜在力を顕在化する

- (1) 「産学官連携
プラットフォーム」
- (2) 「戦略産業・ロボット
関連産業創出」
- (3) 「地域価値掘起し事業」
- (4) 「要望・提言」
- (5) 「活性化への
チャレンジ支援事業」
- (6) 「個店力強化支援事業」

- (1) 産学官連携
 - ①研修・交流・視察 /イ) 定期研修会 ロ) 異業種交流グループ技術交流・新製品開発 ハ) 先進地域視察及び交流
 - ②共同研究実用化支援/イ) 産学・異業種交流による新技術、新製品開発支援
 - ロ) 市内大学との連携のもと気軽に相談できる場の提供 ハ) 気軽に相談できる大学交流オフィス
 - ③ウェブネットワーク/イ) ブログによる情報発信(知財情報、イベント助成金)
 - ロ) ITによる収益事業検討/アクセス環境の改善
 - (2) ロボット関連産業創出
 - ①大学との連携 ②フォーラム ③ロボットコンテスト ④ロボット技術の助言
 - (3) ブランド育成・開拓支援行
 - ①歴史・文化等の地域潜在力の価値化への挑戦支援 ②地域ブランド育成・創出及び普及 ③NHK 坂の上の雲関連
 - (4) ①景気対策・中小企業振興/イ) 中小企業支援 ロ) 資金調達の多様化・円滑化 ハ) 商店街活性化 ニ) 業種別課題解決
 - ②地域活力基盤の強化支援/イ) 地域産業の育成 ロ) 事業承継支援 ハ) 産学官連携新
 - ③地域資源の利活用/イ) ロボット技術 ロ) 知財の連携
- (5) がんばる企業・活性化チャレンジ支援事業
 - ①商店街活動支援 ②経営革新認定取得支援 ③産学官共同研究支援 ④歴史・文化資産活用支援
- (6) 専門家とのコラボによる個店の魅力強化事業
 - ①個店の魅力発見強化と普及 ②個店診断と魅力・強みの具現化 ③参加者のフォローアップ
 - ④参加者同士の啓発機会 ⑤一店逸品活動への展開

会議所を強化する

- (1) 「会員交流強化事業」
- (2) 「会議所組織強化事業」



▲女協会

- (1) 会員交流
 - ①部会・会員交流会/イ) 会議所の根幹となる部会や青年部・女性会と執行部の交流
 - ロ) 課題の共有と事業への反映 ハ) 会議所事業への理解促進
 - ②出合いと交流及び少子化対策事業
 - イ) 独身男女の出合いと交流の場 ロ) 出産・子育て環境の改善、仕事との両立支援の啓発
 - ハ) 家族を持ち地域や会社の担い手となる意識醸成
- (2) 会議所組織強化
 - ①会員拡大/イ) 集積地域における未加入企業 ロ) 議員紹介 ハ) 青年部・女性会紹介
 - ニ) 共済キャンペーンタイアップ ホ) 新規開業企業 ヘ) 友好団体の協力
 - ②福利厚生支援/イ) 会員の福利厚生事業支援 ロ) 収益性・会員メリットの高い制度拡大
 - ③会議所イノベーション/イ) 機能強化計画の策定 ロ) 財政強化計画の策定

マルケイ融資をご利用ください「年利1.95%で1千五百万まで(3月29日現在)」。無担保・無保証人」

「みんなでがんばろう 回本」

マルケイ融資をご利用ください「年利1.95%で1千五百万まで(3月29日現在)」。無担保・無保証人

被災中小企業者支援施策一覧

東北地方太平洋沖地震緊急特別相談窓口

習志野商工会議所 中小企業支援室

TEL:047(452)6700 FAX:047(452)6744

一刻も早い復旧のために、各支援策をぜひご活用ください

※最新情報はホームページでご確認ください。

	国の融資 (災害復旧貸付)	市の融資 (経営安定化資金)
対象者	今回の地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水、その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害者) ② ①以外の方で、売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化等、災害が発生したことにより間接的に被害を受けた方(間接被害者)	東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次に該当する方 ① 市内に事業所を有する中小企業者 (法人の場合は法人登記、個人の場合は習志野市に住所を有していること) ② 市内で継続して1年以上同一の事業を営み、市税を完納していること ③ 保証協会の保証対象業種であること ④ 災害等により事業活動に著しい支障が生じているもの ※詳細はホームページでご確認ください
資金使途	被災で生じた損害を復旧するために必要な運転資金及び設備資金	事業再建に必要な資金
ご融資額 (限度額の特例)	【日本公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円 【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度ごとの融資限度額に3,000万円加えた額	1 中小企業者等 1,000万円以内
ご融資額 (据置期間)	普通貸付:10年以内(うち据置期間2年以内) 普通貸付以外:各融資制度に定められたご返済期間・据置期間	設備資金:10年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金:5年以内(うち据置期間1年以内)
利率(年利%) (平成23年3月14日現在)	① 罹災証明書等を受けられた直接被害者及び間接被害者は、融資後3年間基準利率から0.9%を基本として引下げ(特災利率)(※) ・国民生活事業:1.35% ・中小企業事業:0.85% (※)特災利率の適用限度額は、1,000万円となります ② ①以外の間接被害者(各融資制度に定められた利率)	1年以内 2.25%(利子補給率:2.15%) 1年超~3年以内 2.65%(利子補給率:2.55%) 3年超~5年以内 2.80%(利子補給率:2.70%) 5年超~7年以内 3.15%(利子補給率:3.00%) 7年超~10年以内 3.25%(利子補給率:3.00%)
担保、保証条件	被災状況に応じ弾力的に対応	責任共有制度対象外(0.5%~2.2%) 個人(連帯保証人不要)・法人(代表者保証)/担保は状況に応じて
詳しいお問合せ先	㈱日本政策金融公庫相談専用ダイヤル TEL:0120(154)505 ㈱日本政策金融公庫船橋支店 TEL:047(433)8252	習志野市市民経済部商工振興課 TEL:047(451)7755(直通)

	金融機関の融資 (災害関係保証)	県の融資 (災害緊急対策)
対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により直接的に被害を受けた方で、以下の①及び②の要件を満たす中小企業者 ① 被災地域内に事業所を有する者 ② 激甚災害により事業所・工場等が直接被害を受けた者 ※以上の要件を満たす場合、被災中小企業者の申請により市町村長から罹災証明書が発行されます	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 千葉県内に事業所を有する、中小企業者等(保証対象業種) ② 東北地方太平洋沖地震を受けて直接被害を受けた者 ※間接被害を受けた者は災害関係保証の対象外
資金使途	事業の再建に必要な資金	事業再建に必要な資金(運転資金を含む)
ご融資額	2億8,000万円(うち無担保8,000万円)	1 中小企業者等 8,000万円以内
ご融資額 (据置期間)	設備資金:15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金:10年以内(うち据置期間2年以内) ※貸付始期平成23年3月11日~9月11日に収まる必要がある	設備資金:10年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金:7年以内(うち据置期間1年以内)
利率(年利%) (平成23年3月14日現在)	利率:金融機関所定 保証利率:0.70%(一定料率) 責任共有:責任共有対象外(100%保証)	3年以下 1.5% 3年超~5年以下 1.7% 5年超~7年以下 1.9% 7年超~10年 2.1%(利子補給率:1.15%)
担保、保証条件	個人(不要)・法人(代表者保証)/担保は状況に応じて	保証料:0.65% 災害関係保証(100%保証)(H23.3.14~H23.9.11) 連帯保証人:法人代表者以外原則不要
添付書類	市町村長が発行した罹災証明書を添付	
詳しいお問合せ先	千葉県信用保証協会(本店) TEL:043(221)8111	千葉県商工労働部経営支援課 TEL:043(223)2707

『その他の金融支援施策』

被災中小企業者の既往債務の負担軽減(日本公庫・商工中金・保証協会)

東北地方太平洋沖地震による災害により被災した中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、返済猶予など既往債務の条件変更に対応します。特に、被災後は、返済期日が到来していても、返済猶予の申し込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申し込みをした場合でも、遡及して返済猶予に対応します(日本公庫、商工中金)。また、被災中小企業者の実情に応じて、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、柔軟な条件変更を行います。(中小企業庁金融課より)

習志野市における「東北地方太平洋沖地震」に関する「罹災証明申請」手続きについて

【必要書類】※中小企業資金融資等に係る「罹災証明書」申請時の必要書類です
1. 罹災申請書:2枚~(必要枚数のほか、市の控え1枚)
2. 申請書と罹災対象物との関係を証明するもの:1部
(例)商業登記簿謄本の写し、車検証の写し、契約書の写し等
3. 被害状況を証明できるもの:1部(例)被害状況写真等
4. 委任状(金融機関が代理申請する場合):1通
(注)「罹災証明書」は証明する内容に応じて異なりますので事前に市窓口にてご確認ください。
問合せ:習志野市市民経済部商工振興課 電話:047(451)7755

4面へ続く

(3面続き)

義援活動情報 学園おおくぼ商店街

この度、学園おおくぼ商店街【理事長：三橋正文氏(有)習志野スポーツ】は、東北地方太平洋沖地震の被災地域に対し、当所を通じて義援金を贈りました。

この義援金は、商店街の各店舗の段ボール回収の際、業者から支払われる回収金を10年程前から積み立てており、その積立金の一部を充てたもの。

同商店街では4月2日(土)には、「東北関東大震災募金活動」と題し、募金をしていただいた方に引換券を配布し、屋台で商品と引き換えていただくイベントも実施する予定です。



第48回 通常議員総会

『習志野市緊急地域経済対策事業』における受注登録を希望する事業者を募集します

習志野市では、経済情勢が厳しい中、市内の営繕・修理業などの市内事業者の方々への緊急地域経済対策事業として、平成20年度、平成21年度、平成22年度に引き続いて、公共施設の修繕等を緊急発注します。

受注希望者の追加登録

- ①対象事業者：市への業者登録の有無を問わず、市内で営繕・修理業を営んでいる事業者。個人事業者は、本市に住所を有すること。
- ②受注希望者登録：平成20年度、平成21年度、平成22年度に本事業に登録されている事業者は、平成23年度も継続登録としますので、登録手続きは不要です。これまで、本事業に申込みをされなかった事業者は、新たに登録してください。
- ③申し込み期間：4月1日(金)～28日(木) 土日祝日を除く 8時30分～17時
- ④申込み先：商工振興課窓口またはFAX及び電話で申し込んでください。(『受注希望者申込書』は、市ホームページから入手できます。)
- ⑤対象施設：下記、対象施設一覧のとおり
- ⑥修繕例：網戸・畳の修理、ペンキなどの塗装、カーペットの補修、配管の修理、ベンチ・遊具の補修などで、施設により発注内容は異なります。

- 発注**
- ①事業総額：5,000万円
 - ②発注者：各所管課長もしくは各対象施設長
 - ③開始：5月9日(月)から ④内容：小規模修繕
 - ⑤発注方法：対象施設周辺の事業者を優先して発注します

問合せ 商工振興課 TEL：047(451)1151 内線376・385 FAX：047(453)5578

対象施設一覧 [施設数：111ヶ所]		
こども園(1園)	習志野高校	保育所(13ヶ所)
給食センター	幼稚園(14園)	公民館(7館)
藤崎青年館	図書館(5館)	あかしあ・あじさい学園
谷津コミュニティセンター	東習志野コミュニティセンター	公園
消防施設	ゆうゆう館	小学校(16校)
中学校(7校)	体育施設	放課後児童会(16ヶ所)

被災中小企業者支援施策一覧

その他の支援施策(中小企業基盤整備機構) 『小規模企業共済、倒産防止共済制度』

東北地方太平洋沖地震で被災した中小企業への支援策として、中小企業基盤整備機構では、共済加入者の方々に対し以下の支援を行っています。

(1) 小規模企業共済制度にご加入の方

【災害時貸付】本震災による被害のため、経営の安定に支障が出た場合に、納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金の貸付を行っています。

(融資限度額 2,000万円に引き上げ、直接罹災者については無利子)

【問合せ先】小規模企業共済融資課 TEL：03(3433)8811(代表)

(2) 倒産防止(経営セーフティ)共済制度にご加入の方

【共済金貸付、一時貸付制度】取引先事業所が倒産し、売掛債権等が回収困難となった場合に、「回収困難となった売掛債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額」のいずれか少ない額の貸付が無担保・無保証人・無利子で受けられます。

また、臨時に事業資金を必要とする場合には、「一時貸付金」の制度もございます。

【問合せ先】中小企業基盤整備機構(共済相談室)

TEL：050(5541)7171(平日9時～19時、土曜10時～15時)

『地震災害に係る相談窓口一覧』

■東北地方太平洋沖地震に関する特別相談窓口

- ㈱日本政策金融公庫(事業資金相談ダイヤル) 0120(154)505
- ㈱商工組合中央金庫 0120(079)366
- 千葉県(商工労働部経営支援課) 043(223)2707
- 千葉県信用保証協会(本店) 043(221)8111
- 習志野市(市民経済部商工振興課) 047(451)7755(直通)

■融資に関するご相談

- ㈱日本政策金融公庫(船橋支店) 047(433)8252
- ㈱商工組合中央金庫(千葉支店) 043(248)2345
- 千葉県(商工労働部経営支援課金融支援室) 043(223)2786
- 千葉県信用保証協会(本店) 043(221)8111
- 習志野市(市民経済部商工振興課) 047(451)7755(直通)

■各種制度に関するご相談

- 関東経済産業局(中小企業金融課) 048(600)0425
- 中小企業庁(金融課) 03(3501)2876
- 千葉県労働局(職業対策課) 043(221)4391
- ハローワーク船橋 047(431)8287
- (独)中小企業基盤整備機構(共済相談室) 050(5541)7171

■東北地方太平洋沖地震緊急特別相談窓口

習志野商工会議所 中小企業支援室 TEL：047(452)6700 FAX：047(452)6744

市民まつり 習志野きらっと2011 模擬店出店申込みについて

習志野商工会議所では、「習志野きらっと2011」の開催が決定した場合には、模擬店出店の申込受付を行う予定です。募集概要等の詳細は開催が決定したのちに、市民まつり実行委員会事務局にお問合せいただくか、習志野市ホームページ及び習志野商工会議所ホームページでご確認ください。

習志野市市民まつり実行委員会事務局 TEL：047(453)9289

習志野市ホームページ <http://www.city.narashino.chiba.jp/>

習志野商工会議所ホームページ <http://narashino-cci.or.jp/>

※「習志野きらっと2011」の開催等については習志野市市民まつり実行委員会事務局 TEL：047(453)9289 にお問い合わせください。



◎「あの店この工場」で当所会員企業を紹介しています。掲載を希望する方は、当所経営室原田 ☎(452)6700までご連絡ください。

なやみごと・相談受付、お気軽にご相談ください 顧問弁護士 渡辺 惇先生 TEL(472)0911